

令和6年度郡山市認知症高齢者 SOS 見守りネットワーク連絡会議

次 第

日 時 令和6年10月28日(月)
午後2時00分～3時00分
会 場 郡山市総合福祉センター
5階 集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 情報交換等

(1) 郡山市認知症施策・認知症高齢者 SOS 見守りネットワーク事業の取り組み
状況について

(2) 認知症基本法について

(3) その他

4 閉 会

令和6年度

郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会議

郡山市認知症施策・認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業の取り組み状況について



ひらけ 未来へ こおりやま

2024年10月28日(月)

郡山市地域包括ケア推進課



内容

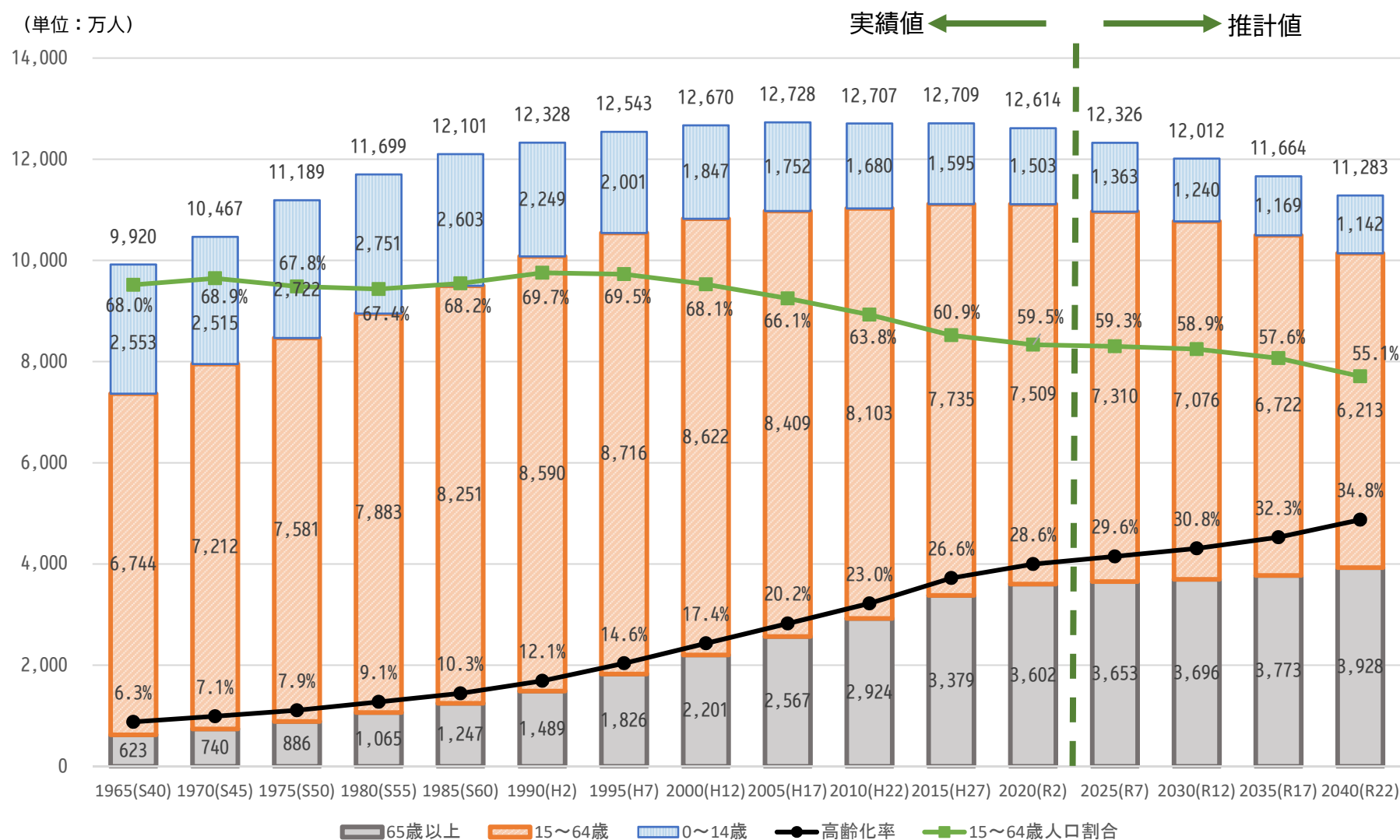
1. 高齢者の推移等について
2. 認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業について
3. 認知症の方への対応について
4. 郡山市の認知症施策について
5. 活動取り組み紹介



1. 高齢者の推移等について（ア 国の状況）

●人口推移と高齢化率

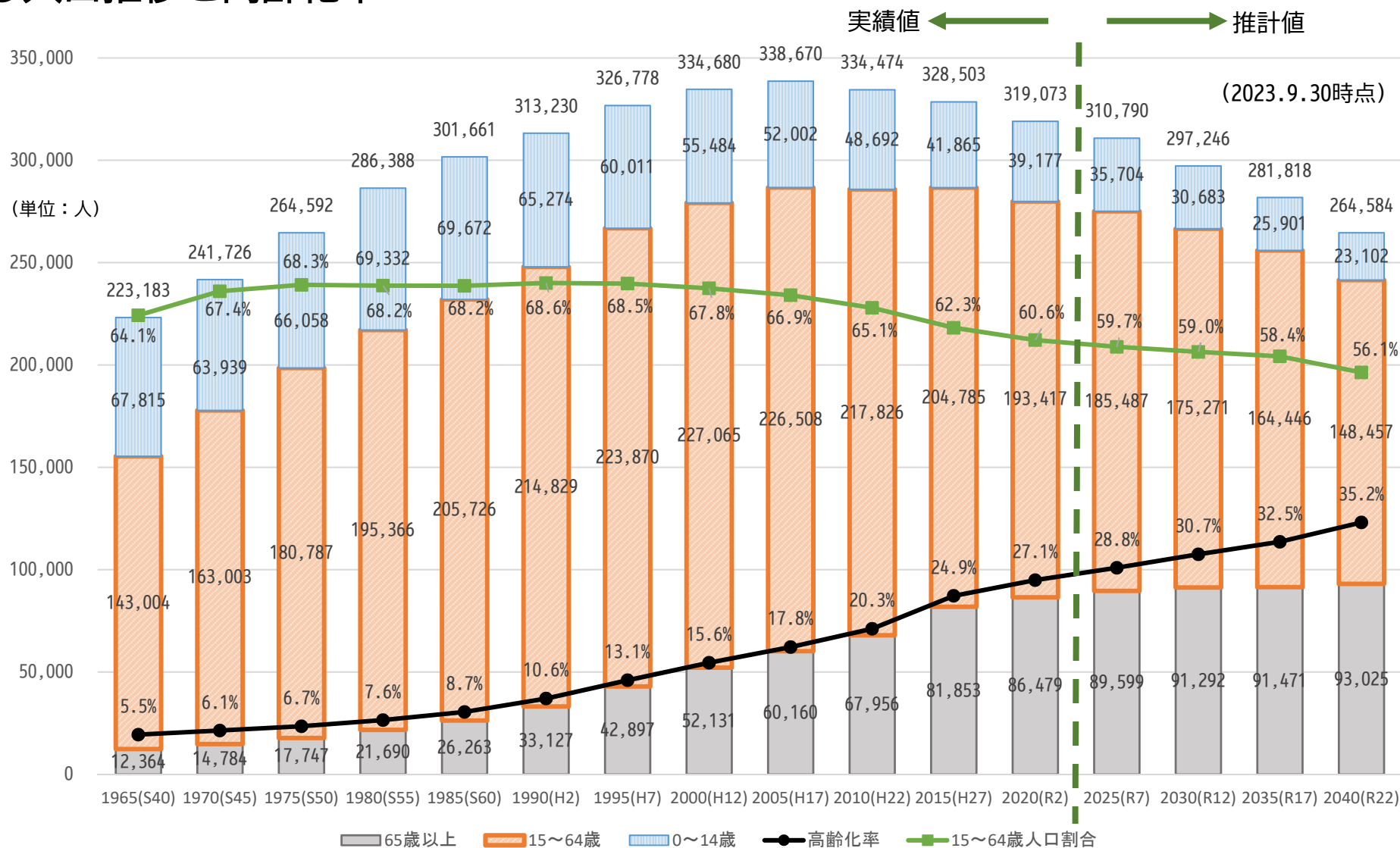
（単位：万人）



資料：内閣府令和5年版「高齢社会白書」より地域包括ケア推進課作成
（年齢不詳除く）

1. 高齢者の推移等について（伊 郡山市の状況）

●人口推移と高齢化率



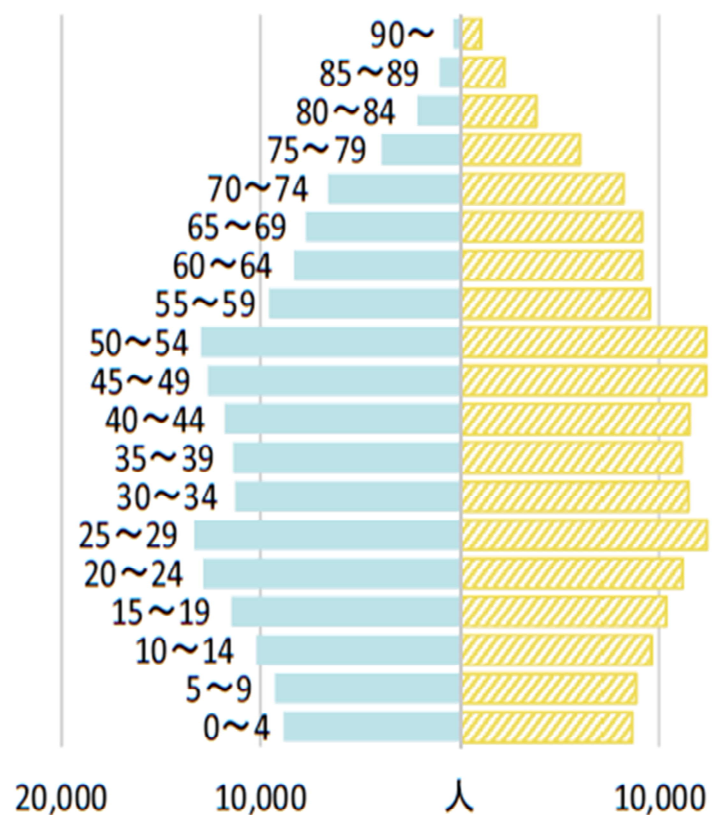
※年齢不詳を含まないため、国勢調査の総人口とは一致しない。

【出典】1965(S40)～2020(R2)：「国勢調査」（各年10月1日時点）。2025(R7)～2040(R22)：「第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」の策定作業にて住民基本台帳を基に推計（コホート・センサス変化率法：2023.8.1時点）。

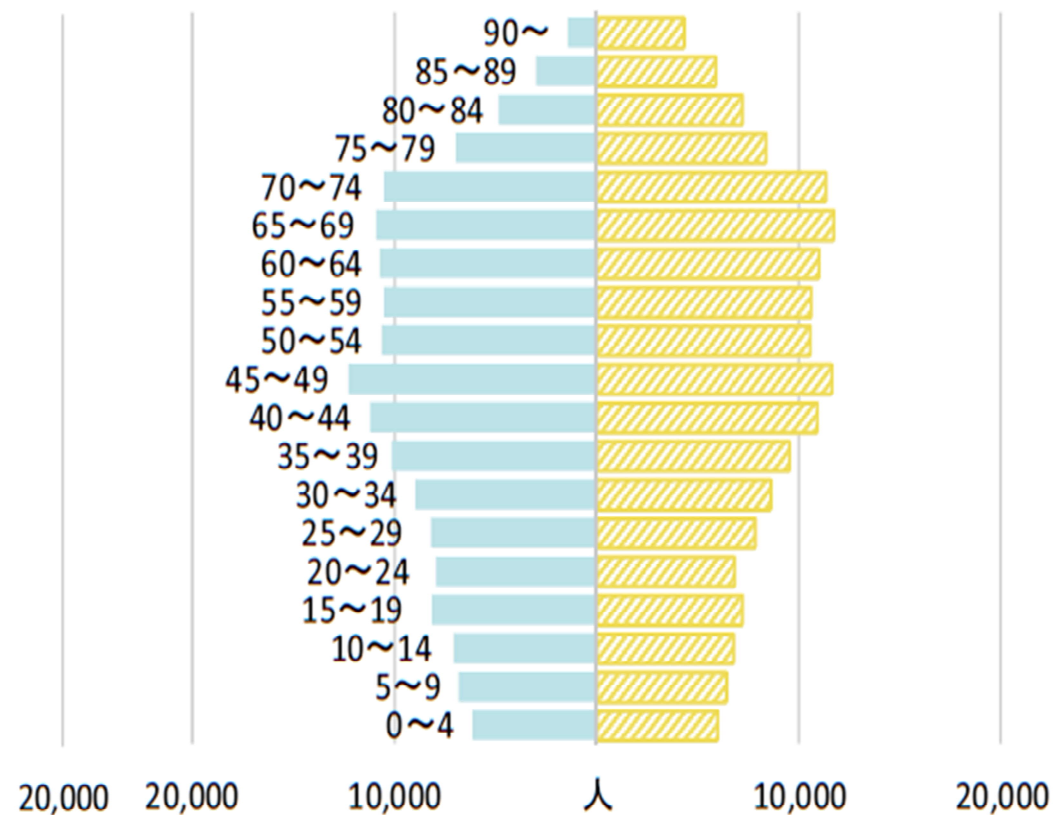
1. 高齢者の推移等について（伊 郡山市の状況）

●郡山市の人口ピラミッド

2000年(平成12年) 334,824人

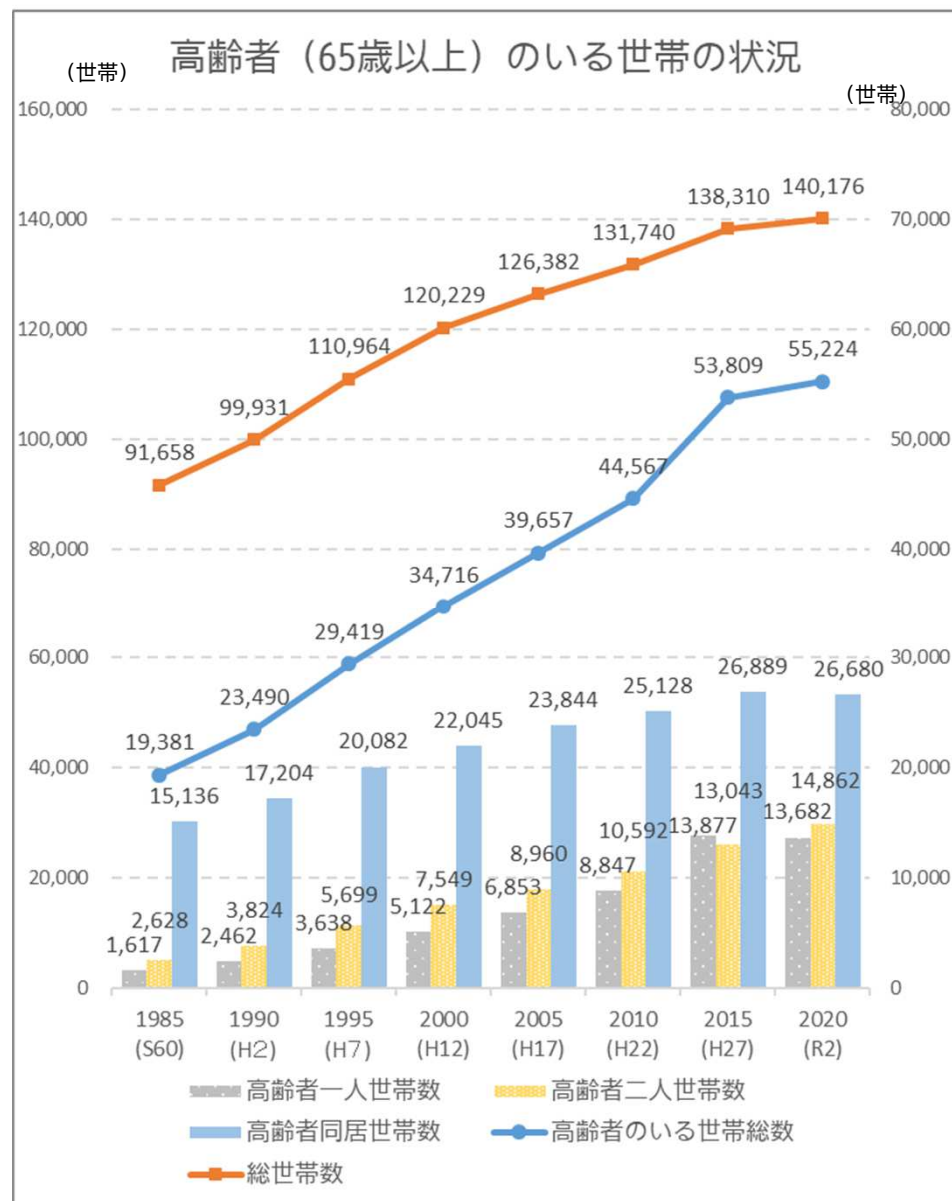


2020年(令和2年) 327,692人

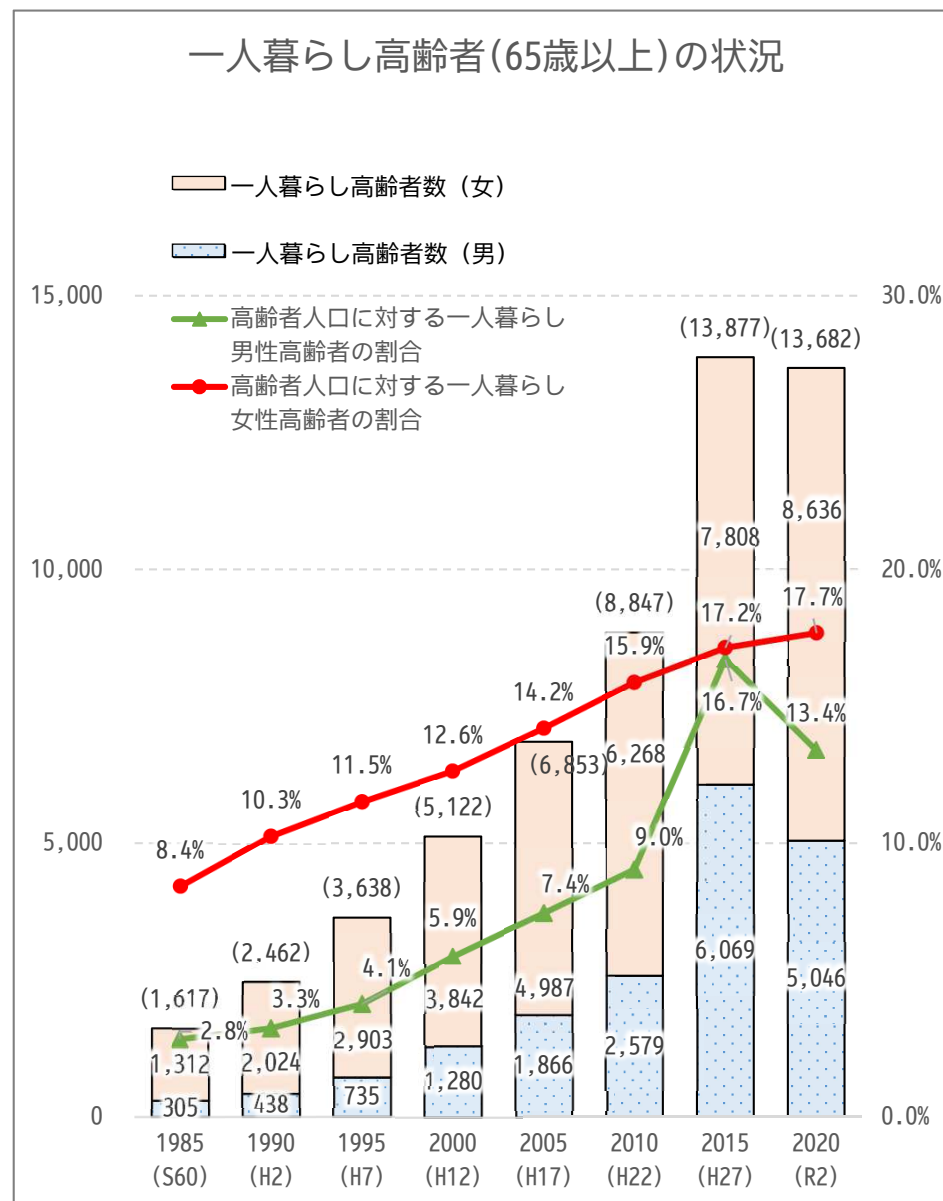


出典：グラフ郡山「データブック」2023(各年10月1日現在)

1. 高齢者の推移等について（伊 郡山市の状況）



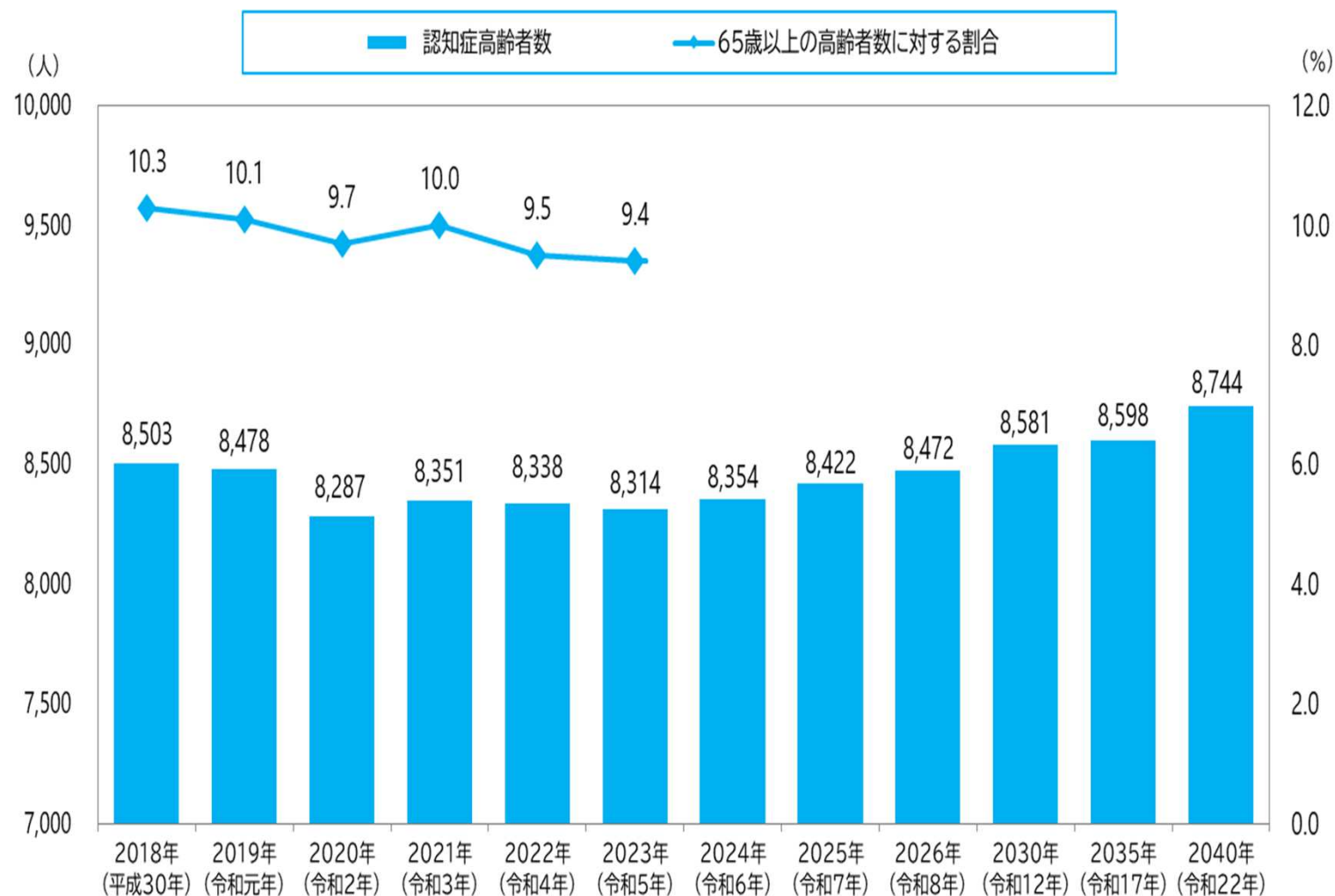
資料：地域包括ケア推進課



資料：健康長寿課

1. 高齢者の推移等について（伊 郡山市の状況）

●認知症高齢者の状況



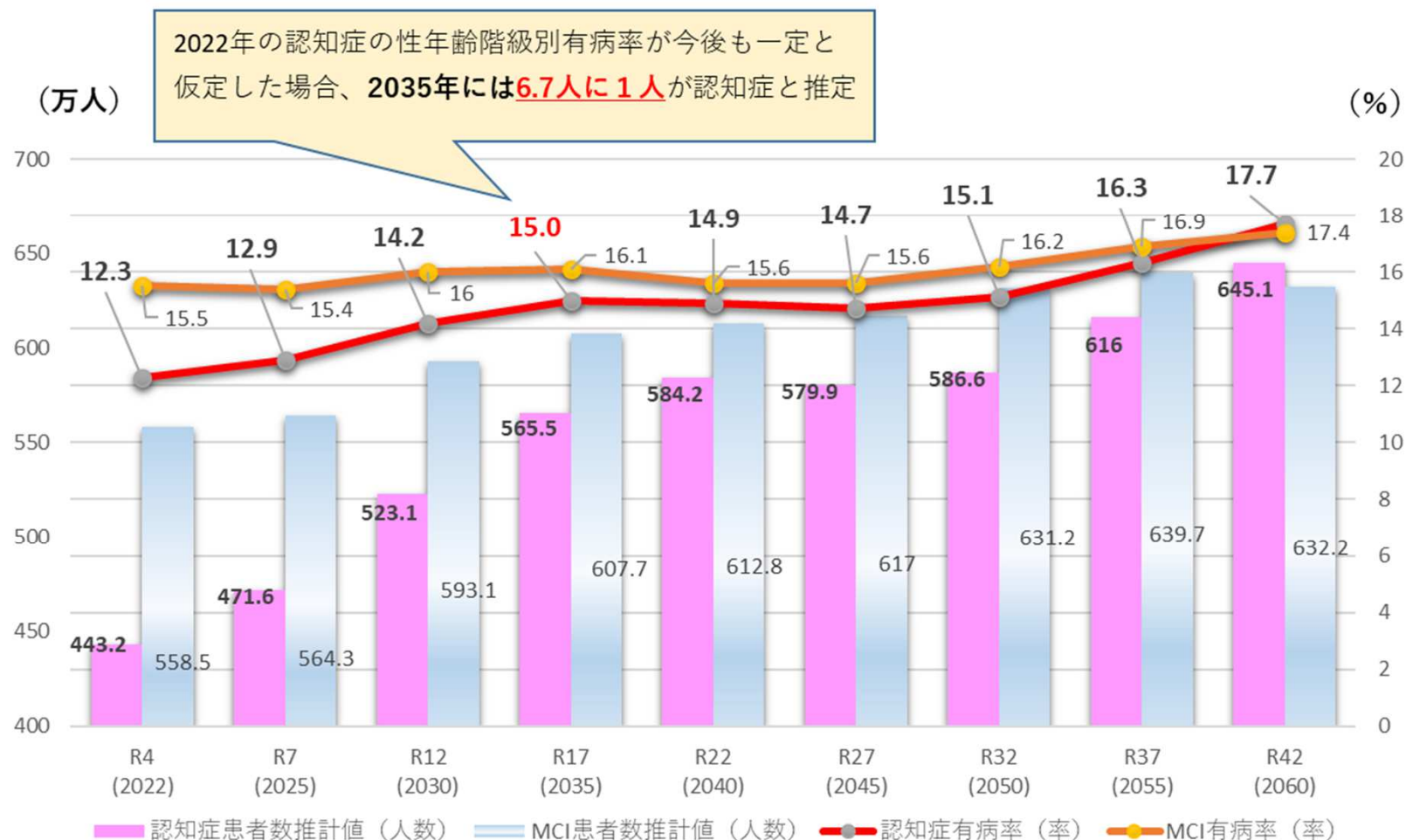
介護保険課：要介護認定者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」が「Ⅱa」以上と認定された方の人数。

2023(令和5)年以前は実績値(各年度9月30日時点)。2024(令和6)年以降は2023(令和5)年の実績値を基に推計(各年度10月1日時点)

1. 高齢者の推移等について

認知症高齢者の推計値（2024.5.8 認知症施策推進関係者会議(第2回)資料より作成）

【65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率】



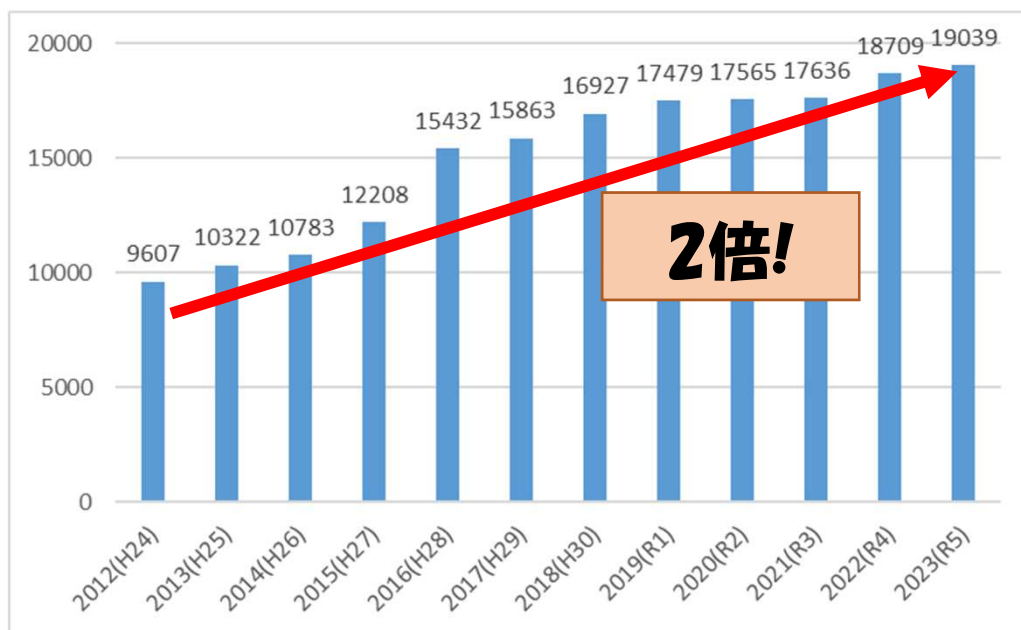
※MCI (mild cognitive impairment)

軽度認知障害：軽度の記憶障害はあるが、一般的な認知機能は問題がなく、日常生活にも支障のない状態。

参考：『令和5年度老人保健事業推進費等補助金事業_「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」

九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野 教授・二宮利治

認知症やその疑いで 行方不明となり警察に届出があった件数



(引用：「令和5年における行方不明者の状況」警察庁 より作図)

統計開始(2012年)以降11年連続
で増加、2012年の **2倍** の総数

2023年：約96%が発見・保護
されている。

2023年行方不明者総数90,144名
全体の21.1% が認知症に起因

60代以上の原因は「**認知症関係**」が最も多い

<郡山市における行方不明相談受付件数>

年度	相談件数	内未発見者数	発見数割合
2020年	32件	2件	93.8%
2021年	26件	1件	96.2%
2022年	25件	0件	100.0%
2023年	13件	0件	100.0%
合計	96件	3件	96.9%

内容

1. 高齢者の推移等について
2. 認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業について
3. 認知症の方への対応について
4. 郡山市の認知症施策について
5. 活動取り組み紹介



2. 認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業について

(1) 連絡会加盟団体について

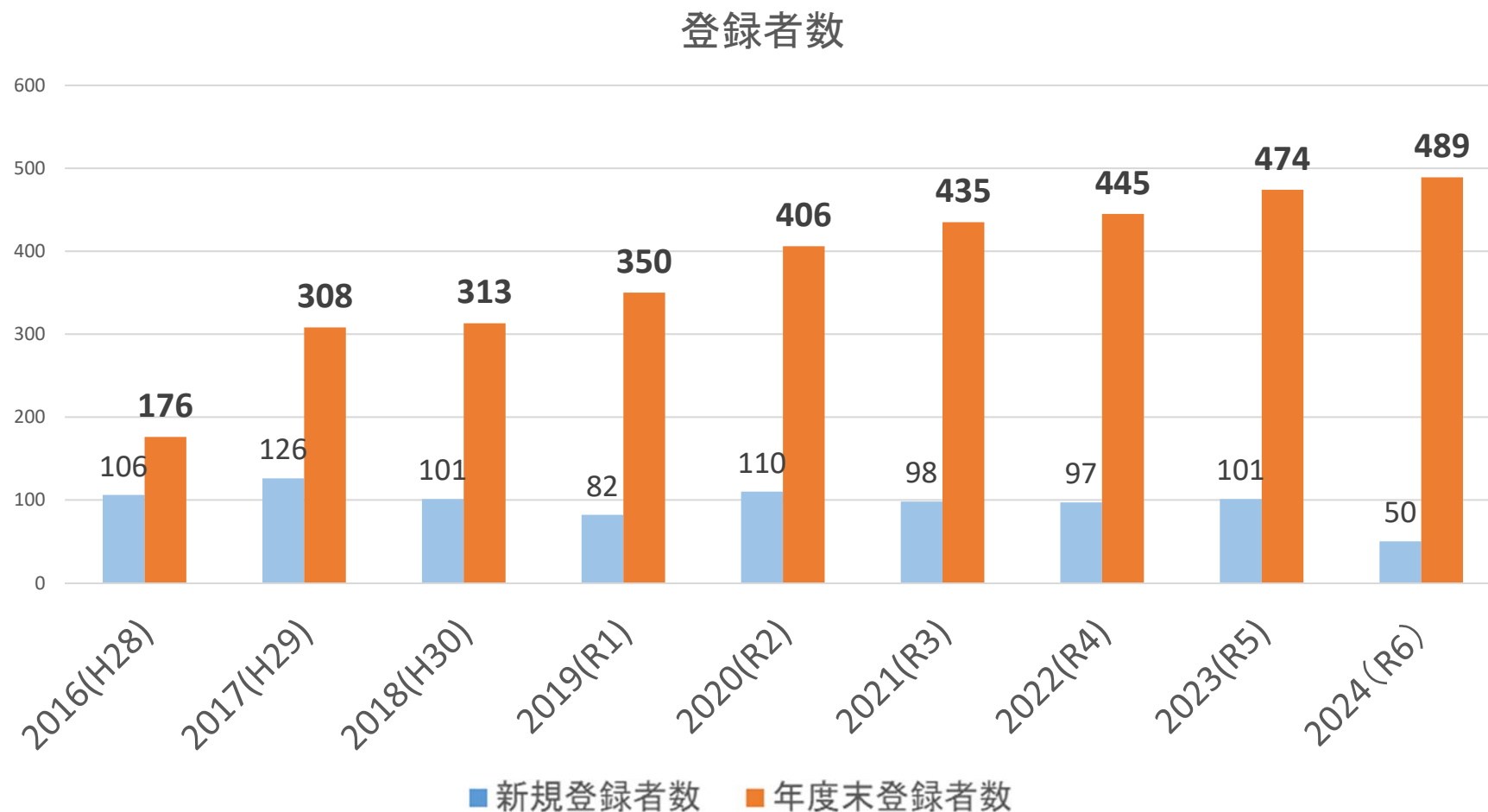
124団体（令和6年9月末現在）

※会則「別表」 参照

2. 認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業について

(2) 高齢者等の登録状況について

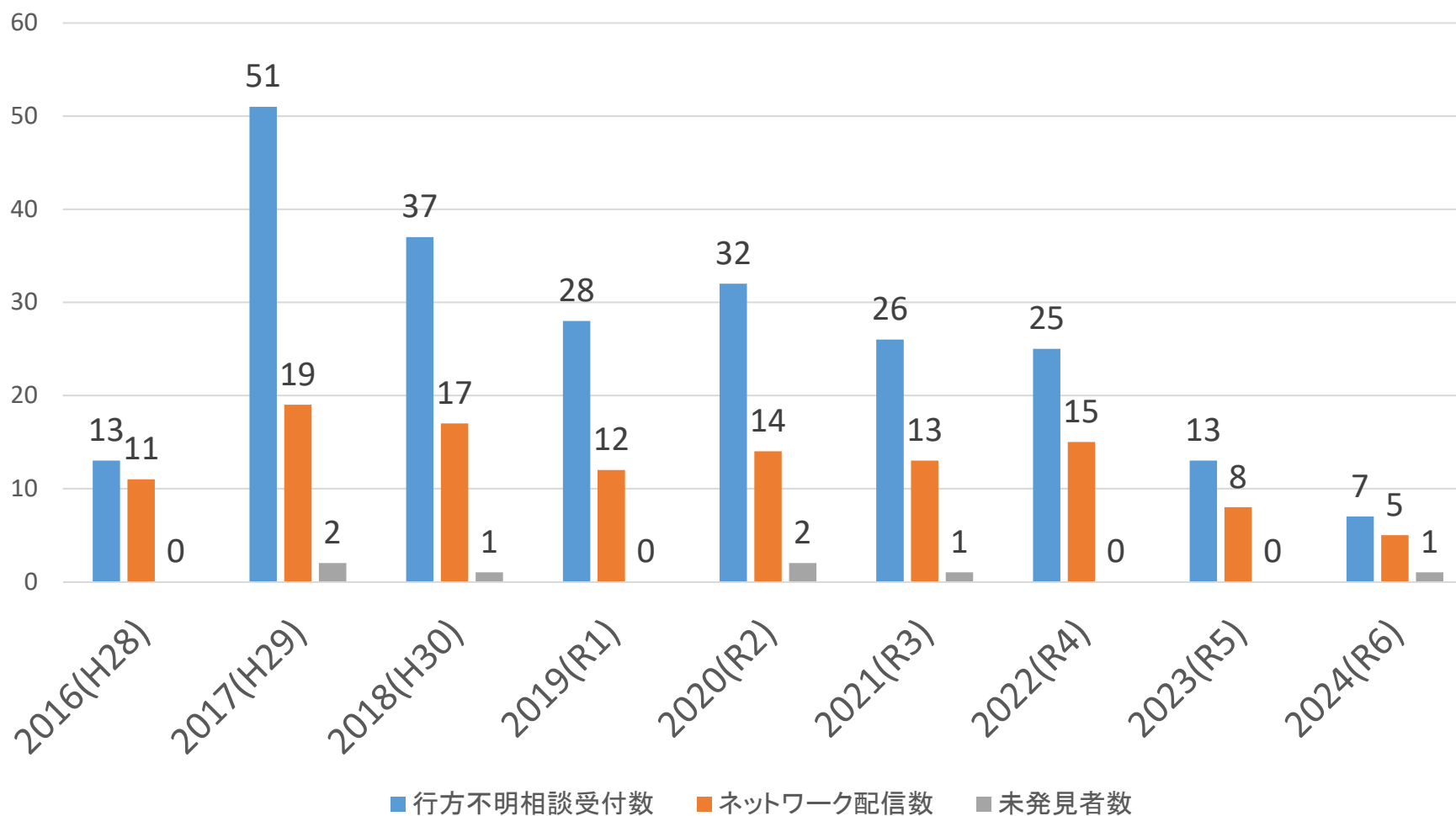
登録者数は年々増加している



※令和6年度については9月末現在の登録者数

2. 認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業について

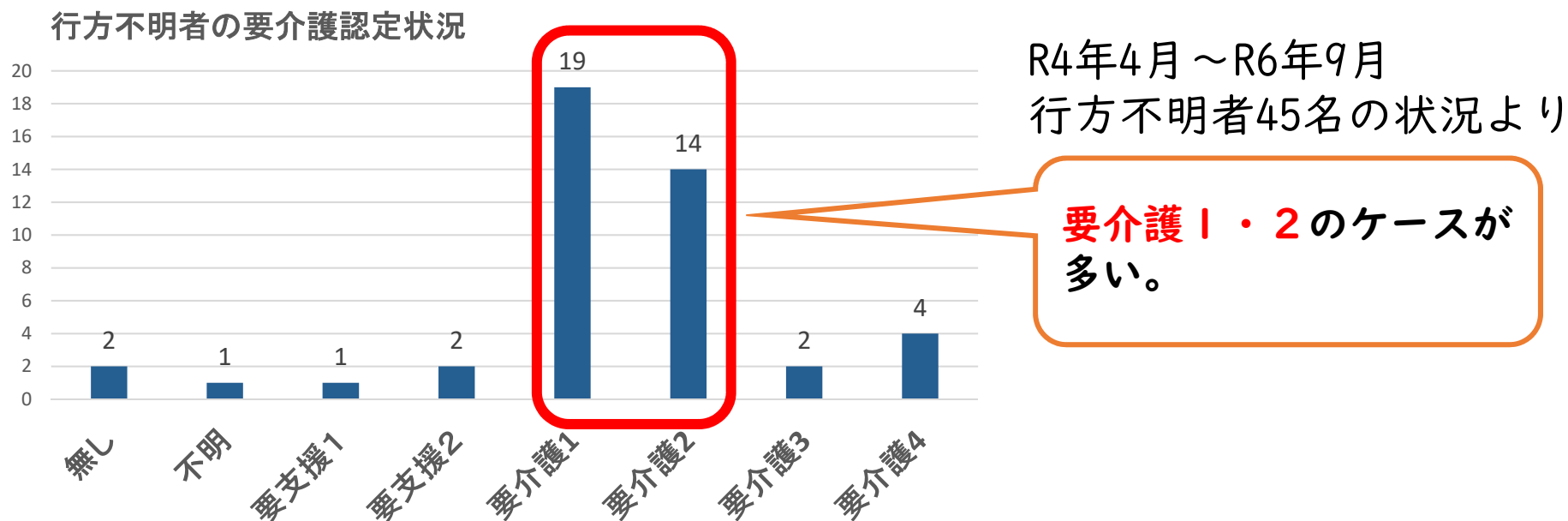
(3) 行方不明者発生状況について①



※令和6年度については9月末現在の状況

2. 認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業について

(3) 行方不明者発生状況について②(令和4~6年度の傾向より)



行方不明時の状況について(事例)

- 家族が少しの間外出して戻ると本人がいなかった。
- 独居で前日デイサービスから戻り、翌日家族が朝食届けに行くといなかった。
- 自宅で家族と話していると、突然何も言わずに出て行ってしまった。家族も高齢であったため追いかけたが間に合わなかった。
- 他人の家に行って水を飲ませてほしいと話し、その住人が警察に通報。

内容

1. 高齢者の推移等について
2. 認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業について
3. 認知症の方への対応について
4. 郡山市の認知症施策について
5. 活動取り組み紹介



3. 認知症の方への対応について

行方不明ケースについて

配信後発見
されたケース

【ケースの状況】

90代 女性 要介護3 子と二人暮らし

9:30 担当ケアマネジャーより
行方不明の情報提供あり

9:20に訪看が訪問したところ本人不在。
前日14時のヘルパー訪問時は在宅。
前日20時、家族が本人と夕食を食べたのが、
本人を確認した最後。



10:11 SOS情報配信

13:10 発見
銀行のATMの前でうずくまっていたところを保護された。

3. 認知症の方への対応について

行方不明ケースについて

配信後も
未発見ケース

【ケースの状況】

80代 女性 要介護2 夫・子と三人暮らし

10:00 子より電話連絡あり

前日昼頃自宅にいるのを家族が確認したのを
最後に行方不明になっている。



10:44 SOS情報配信

警察・消防団で搜索したが、その後も発見には至らず

3. 認知症の方への対応について

家を出てしまう・迷ってしまう理由

○本人なりに、すべて理由がある

- ・孫が帰ってくる、仕事に出かけたい、
- ・実家に戻りたい
- ・方向感覚がわからなくなる、等



事例 要介護2・家族と同居のケース

18時30分 家族で夕飯を食べていたら、「家に帰る」と言い、外出したまま帰らない。

3時頃 全身濡れた状態で自宅に戻ってきた。



認知症の方への対応



基本姿勢

認知症の方への対応の心得 “3つのない”

- 1 驚かせない
- 2 急がせない
- 3 自尊心を傷つけない

認知症の方への対応

具体的な対応の7つのポイント

- 1 **まずは見守る**
 - ・一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ります。
- 2 **余裕をもって対応する**
 - ・こちらが困惑や焦りを感じていると、相手にも伝わって動揺させてしまいます。
- 3 **声をかけるときはひとりで。**
 - ・複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、できるだけ1人で声をかけます。
- 4 **後ろから声をかけない**
 - ・一定の距離で、相手の視界に入ったところで声をかけます。
- 5 **相手に目線を合わせてやさしい口調で**
 - ・目線を同じくらいの高さにして対応します。
- 6 **おだやかに、はっきりした話し方で**
 - ・耳が聞こえにくい場合もあります。ゆっくり、はっきりと話すよう心がけます。
- 7 **相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する**
 - ・同時に複数の質問に答えるのが苦手です。反応を伺いながら会話をします。

通報時に伝えるポイント

◆様子が気になる方を発見し、警察や関係機関へ通報する際は、以下の点をお伝えください。

<本人からの情報>

- ☐ 名前
- ☐ 住んでいる住所
- ☐ 年齢



QRコードシール

貼ってあるか確認してみてね



<客観的情報>

- ☐ 身長、体重など体格
- ☐ 服装（上衣、下衣）
- ☐ 頭髪・髪型（黒髪・白髪）
- ☐ 身に着けているもの（帽子、眼鏡、バッグ、杖など）
- ☐ 履物
- ☐ けがの有無
- ☐ 何か目に付く特徴的なもの
- ☐ 交通手段（徒歩、自転車など）
- ☐ 現在の居場所

※QRコードシールについては、別添チラシ「**身元確認QRコードシールを活用しませんか？**」を参照してください。



内容

1. 高齢者の推移等について
2. 認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業について
3. 認知症の方への対応について
4. 郡山市の認知症施策について
5. 活動取り組み紹介



4. 郡山市の認知症施策について

●第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画の策定 (地域包括ケア計画)

基本理念

誰もがともに支えあい、いつまでも自分らしく、安心して暮らせる
地域共生のまち こおりやま

基本目標

- 生きいきとが元気に暮らし、生涯活躍できる地域づくり
- 誰もが住み慣れた地域で、安全・安心に暮らせる地域づくり
- 高齢者とともに世代を超えて支えあう地域づくり

基本方針・ 施策の方向

【基本方針】

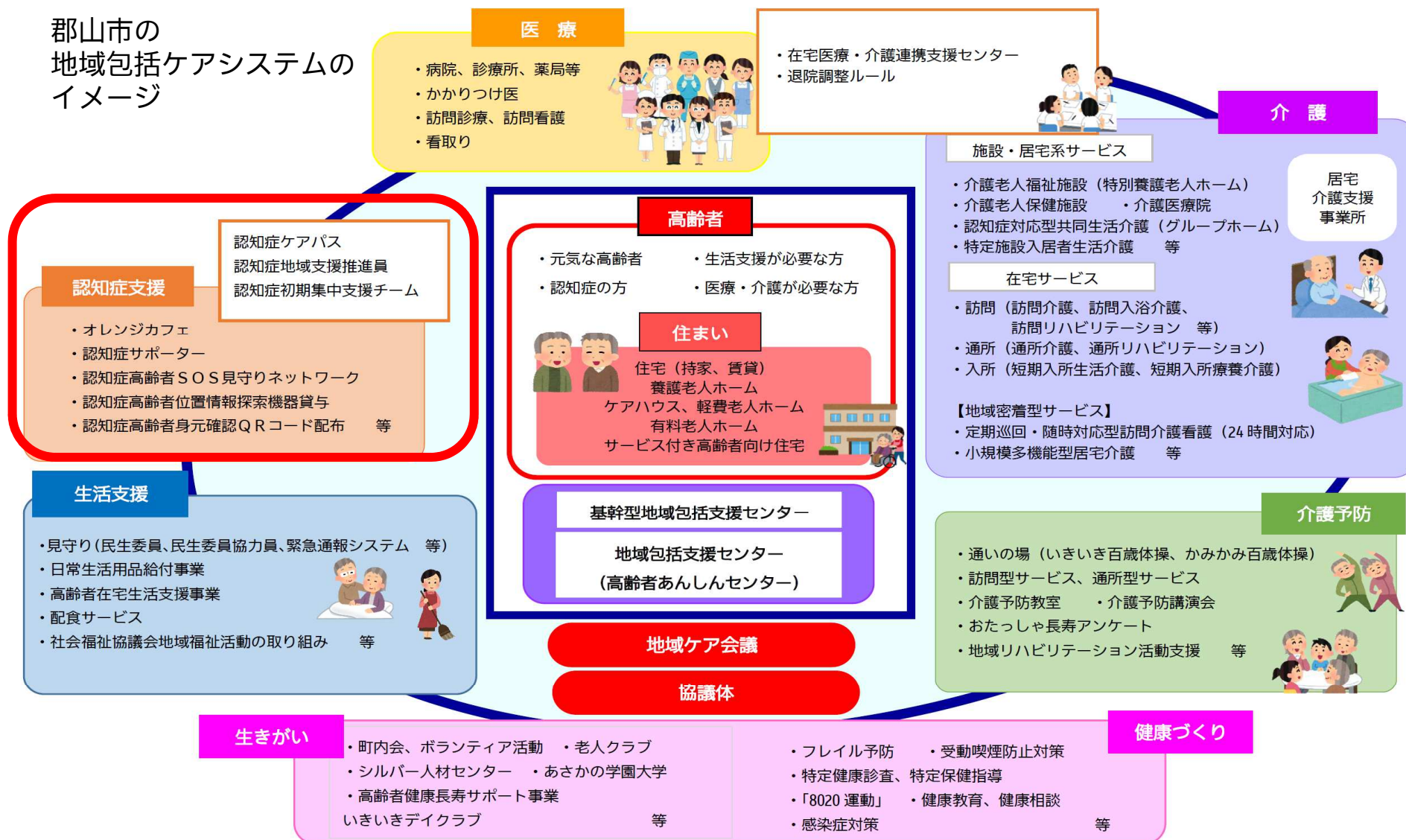
- 健康で生きがいを持ち生活できる環境の充実
- 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 介護保険サービスの充実・強化

【施策の方向】

健康づくりの推進　生きがい対策の充実　生活環境の充実
相談・支援体制の充実　介護予防・生活支援の推進
認知症施策の推進　在宅医療・介護連携の推進
介護保険サービス提供体制の充実

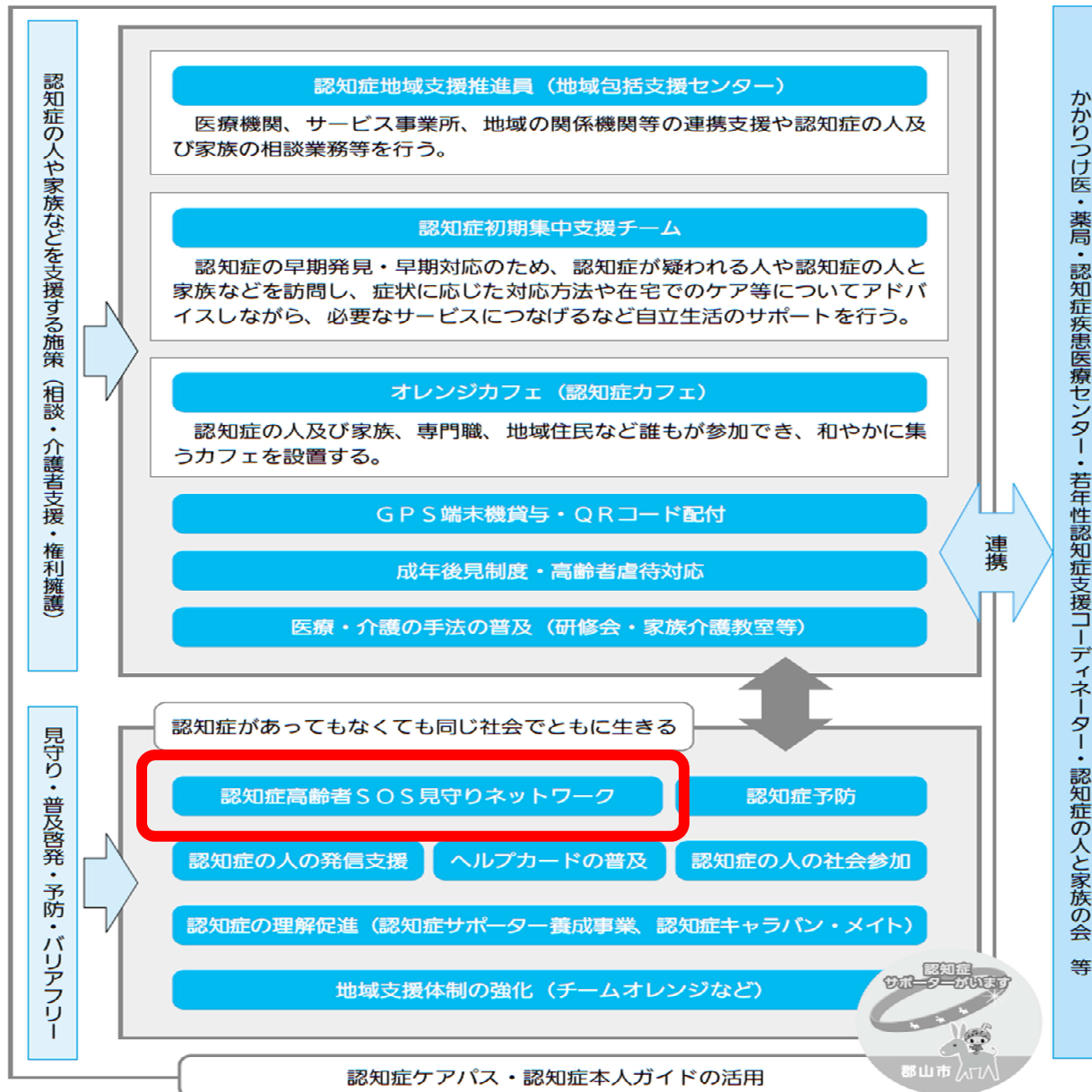
4. 郡山市の認知症施策について

郡山市の 地域包括ケアシステムの イメージ



4. 郡山市の認知症施策について

【全体像】



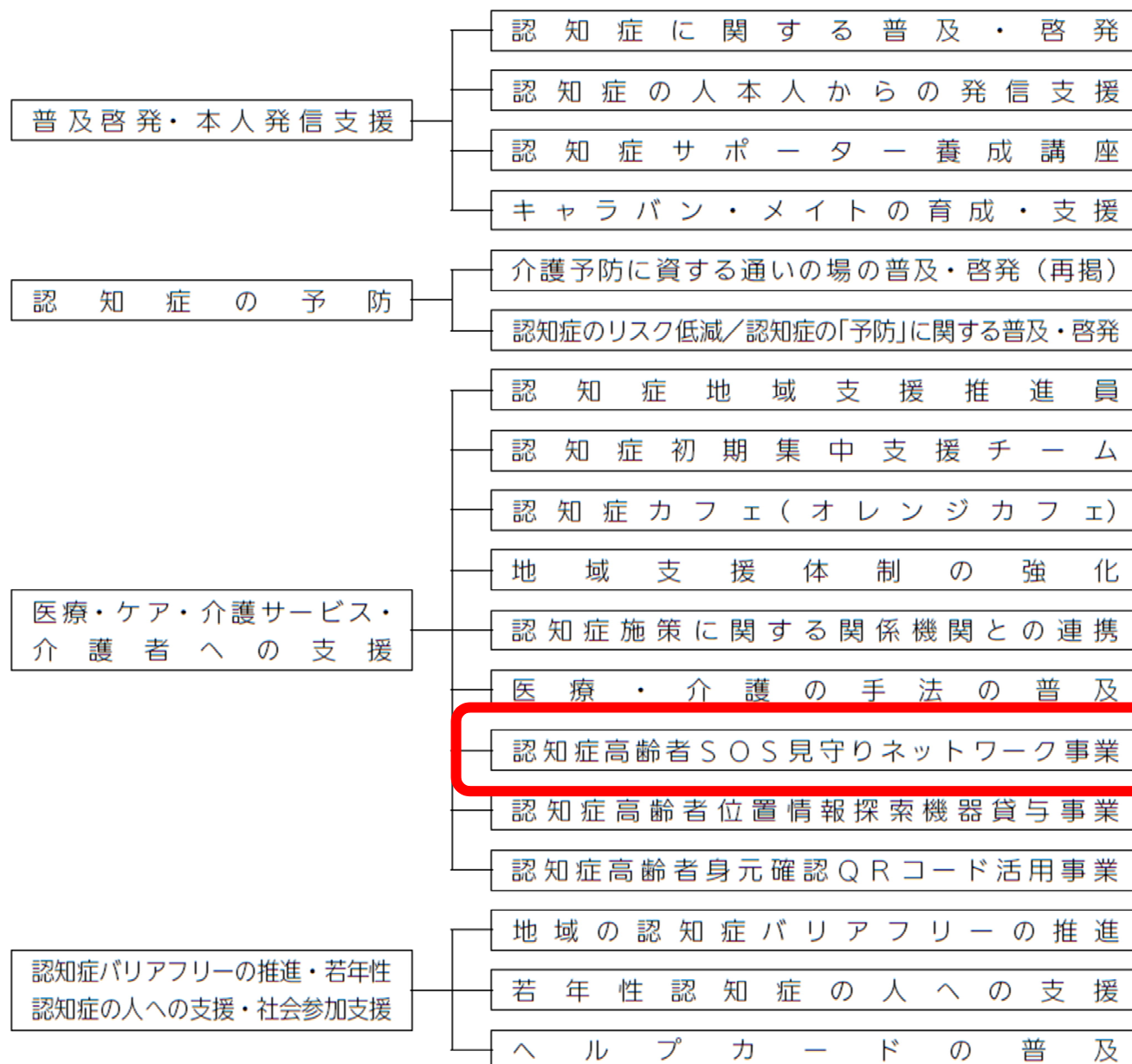
認知症の人が、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、国の認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人やその家族の意向等を尊重し、各種認知症施策に取り組んでいる。

第九次郡山市高齢者福祉計画
・郡山市介護保険事業計画
（地域包括ケア計画）

4. 郡山市の認知症施策について

【体系図】

第九次郡山市高齢者福祉計画・
郡山市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)



4. 郡山市の認知症施策について

●認知症の人本人からの発信支援

認知症の本人の視点に立った地域づくりを！

見やすい、
わかりやすい
ケアパスを
作りたい！

本人や家族の意見を
取り入れよう！



認知症になっても
自分らしく！
自分の希望を書き込める
ページを入れた



4. 郡山市の認知症施策について

●認知症サポーター養成講座

認知症
サポーター
とは

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、
地域や職場で認知症の人や家族に対して
温かい目で見守る人

一度受講された皆さんも もう一度
認知症について
確認してみませんか？

オンラインでも
実施可能です！



ご希望の場合は

地域包括ケア推進課

☎024-924-3561 まで

別紙「認知症サポーター養成講座申込書」
にて申込みください。



4. 郡山市の認知症施策について

●認知症サポーター養成講座

認知症サポーターの 養成の拡大

- ・小売業従業員
- ・金融機関従業員
- ・公共交通機関従業員
- ・公民館、図書館職員
- ・消費生活相談員等
- ・刑務官
- ・警察職員

- ・子ども、学生

H18年から取り組みを開始
郡山市で 38,000人以上が受講

認知症の方と地域で
関わる機会の多い従業員の
認知症の理解促進へ



※事業所向けステッカー

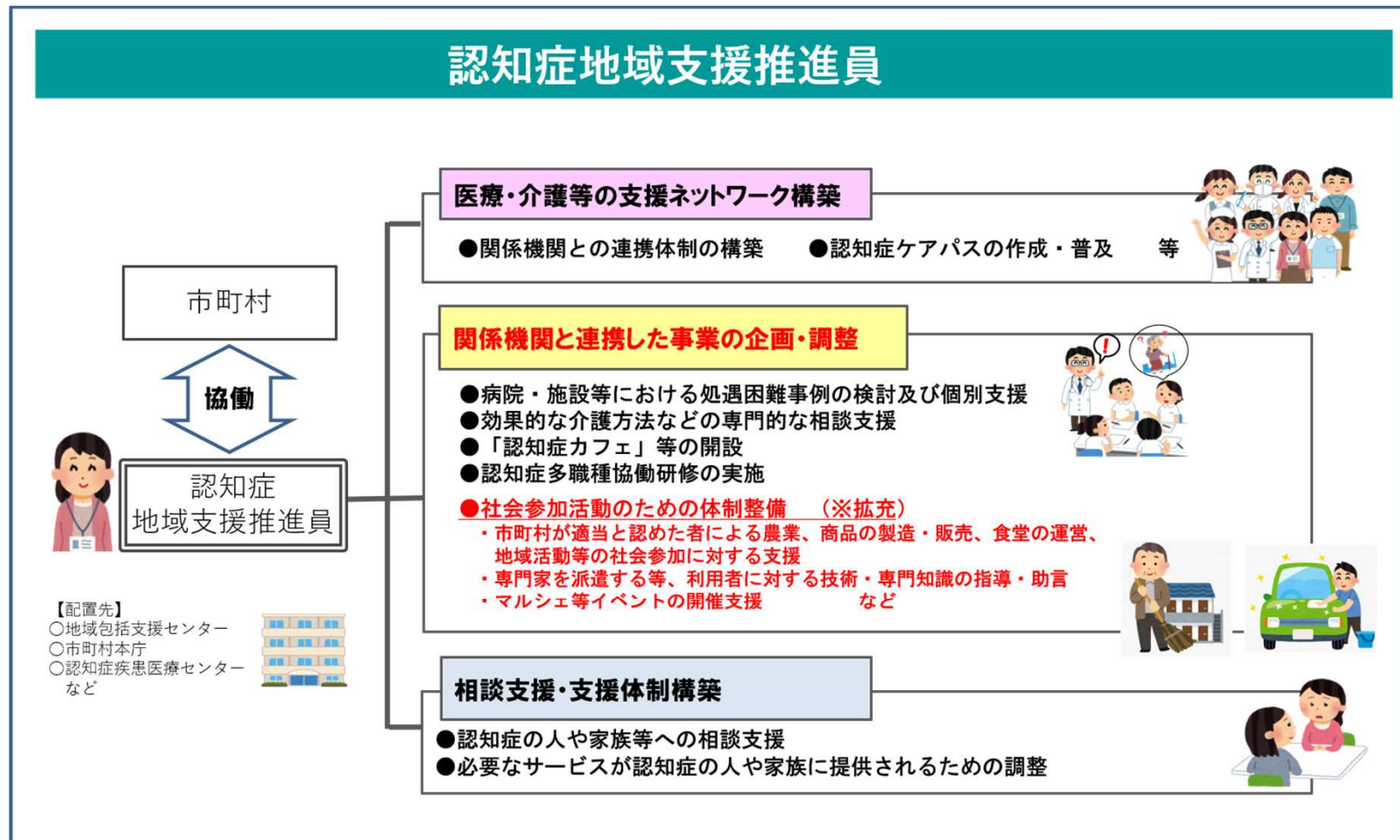
認知症の人を含む高齢者への
理解を深める教育の推進

4. 郡山市の認知症施策について

●認知症地域支援推進員

平成27年度より市内の各高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）に1名配置。

認知症地域支援推進員数：18名



4. 郡山市の認知症施策について

＜参考＞高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)一覧

センター名	電話番号(024)	ファックス(024)	担当地域	所在地
① 郡山北部高齢者あんしんセンター	931-3032	927-7187	桃見台・大島	並木二丁目12-7 (いがらし内科外科クリニック内)
② 郡山中央高齢者あんしんセンター	925-5858	925-5554	金透・薫・赤木・芳山	鶴見坦一丁目6-36 橋本地所鶴見坦ビル102
③ 郡山南部高齢者あんしんセンター	991-5811	991-5812	橋・三中・桜・久留米	香久池一丁目18-11 (寿泉堂香久山病院敷地内)
④ 郡山西部高齢者あんしんセンター	923-6221	923-6228	開成・桑野の一部	島二丁目9-18 (桑野協立病院内)
⑤ 芳賀・小原田高齢者あんしんセンター	941-1121	954-3040	芳賀・小原田	昭和二丁目17-2
⑥ 富田高齢者あんしんセンター	935-0522	934-1070	富田町・希望ヶ丘・ 小山田・桑野の一部	字上亀田1-1 (郡山市医療介護病院内)
⑦ 大槻・逢瀬高齢者あんしんセンター	962-3945	962-3901	大槻町・逢瀬町	大槻町字西勝ノ木5-1 (特別養護老人ホームおおつき内)
⑧ 大成・大槻東高齢者あんしんセンター	962-7013	962-7014	大成・大槻東	鳴神三丁目110 (郡山整形外科内)
⑨ 安積高齢者あんしんセンター	946-9088	946-9089	安積町	安積町笹川字経坦45 (あさかホスピタル内)
⑩ 三穂田高齢者あんしんセンター	946-1527	954-3800	三穂田町	安積町成田字漆山50 (あさかの杜クリニック敷地内)
⑪ 片平・喜久田高齢者あんしんセンター	962-0354	951-0767	片平町・喜久田町	片平町字妙見館1-1 (特別養護老人ホーム星ヶ丘ホーム内)
⑫ 日和田・西田高齢者あんしんセンター	958-6878	958-6323	日和田町・西田町	日和田町梅沢字丹波山3-2 (総合南東北福祉センター内)
⑬ 富久山高齢者あんしんセンター	934-5340	934-5536	富久山町	八山田七丁目136 (介護老人保健施設ゴールドメディア内)
⑭ 湖南地区高齢者あんしんセンター	992-0291	992-0292	湖南町	湖南町舟津字小磯5112-1 (ケアハウスグリーンライフ小磯内)
⑮ 熱海高齢者あんしんセンター	984-6868	984-3107	熱海町	熱海町熱海五丁目240 (太田熱海病院内)
⑯ 田村高齢者あんしんセンター	955-4013	965-1156	田村町	田村町岩作字穂多礼216-1 (介護老人保健施設紫雲の里敷地内)
⑰ 郡山東部・中田高齢者あんしんセンター	956-8200	956-6900	東部・中田町・緑ヶ丘	安原町字谷津171-1 (特別養護老人ホーム光の森の丘敷地内)

郡山市では、各高齢者あんしんセンターの統括支援を行うため、基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置しています。

4. 郡山市の認知症施策について

●認知症初期集中支援チーム

認知症の方、またはその疑いのある方のお宅を訪問し、**症状に合った対応のアドバイス**を行いながら、**医療機関の受診や介護保険等のサービス利用**につなげていくために集中的な支援を行います。

効果

チーム介入前後で医療・介護サービスにつながった割合は
約8割まで上昇

介入前	全体	介入後	全体	※【対応件数】
医療・介護サービスにつながっている ケースの割合 (医療・介護サービスにつながっている 件数/全件%)	47.6%	医療・介護サービスにつながった ケースの割合 (医療・介護サービスにつながった件数/ 全件%) ※介入前につながっていたケースも含む	83.6%	R3年度 62件 R4年度 41件 R5年度 54件

相談窓口

※お住まいの地域のエリアを確認の上、ご相談ください。

委託医療機関	連絡先	担当エリア内の地域包括支援センター
星ヶ丘病院支援チーム (片平町字北三天7番地)	962-9690	片平・喜久田、富田、熱海、湖南地区、 富久山、日和田・西田
あさかホスピタル支援チーム (安積町笹川字経坦45番地)	945-2530	安積、田村、芳賀・小原田、 三穂田、東部・中田
針生ヶ丘病院支援チーム (大槻町字天正坦11番地)	955-6753	郡山中央、郡山北部、郡山西部、 郡山南部、大槻・逢瀬、大成・大槻東

4. 郡山市の認知症施策について

●認知症カフェ（オレンジカフェ）

認知症について
知る、学ぶ、考える
ことができます

認知症の人、介護家族、専門職、地域住民等、誰もが参加でき、
和やかに集う（オープンな場）カフェを開設

認知症の人

- ・自ら活動し、
楽しめる場



（役割・出番の発掘）

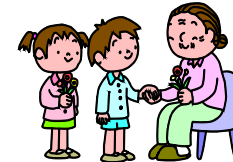
介護家族

- ・分かりあえる人
（状況を共有できる人）と
出会う場



地域住民

- ・認知症に対する理解を
深める場
- ・住民同士の交流の場



専門家への悩み相談



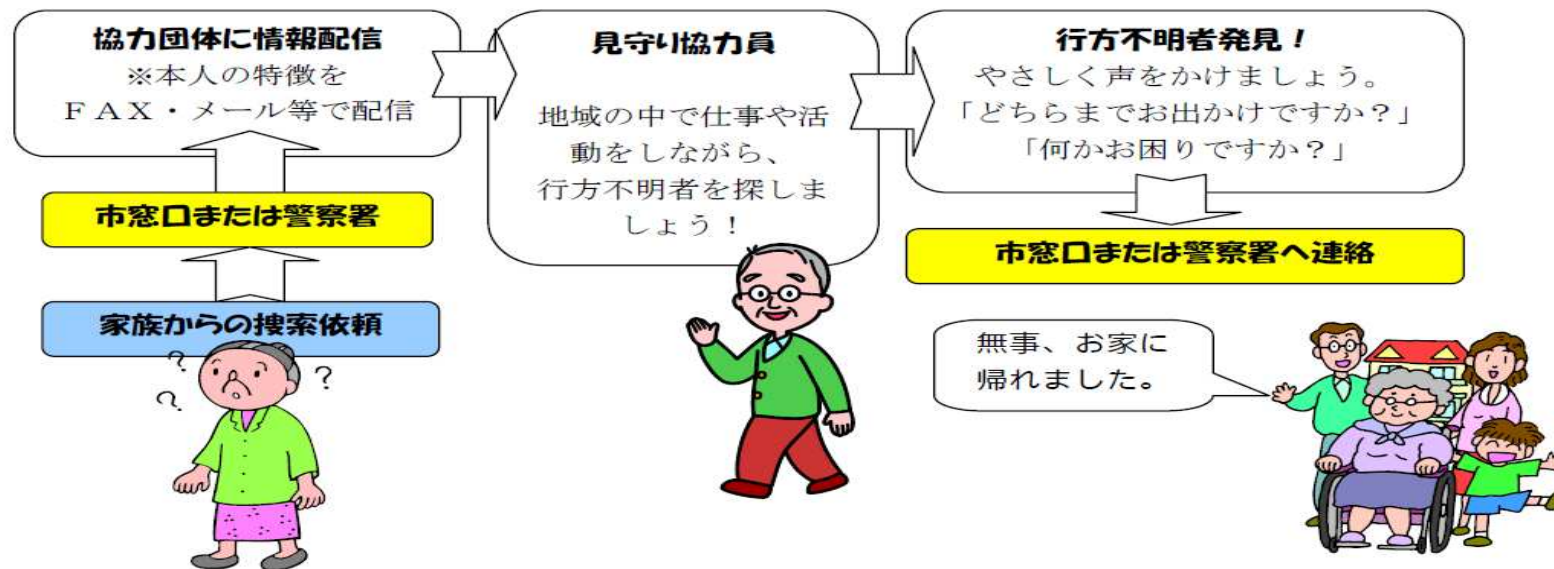
お互いの経験を共有



4. 郡山市の認知症施策について

●認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業

市内の団体・事業所など地域の関係機関が、日常業務の中で地域を見守り、認知症高齢者が行方不明になった時に速やかに発見・保護



【SOS見守りネットワーク連絡会 加盟団体】

町内会をはじめ、警察署や消防署などの公共機関、医療機関、バス・タクシーなどの公共交通機関をはじめ郵便局や電気、ガス、水道、コンビニエンスストア、ラジオ局等

◎令和6年9月末現在 124団体 加盟

4. 郡山市の認知症施策について

●認知症高齢者SOS見守りネットワーク

- ◆SOS見守りネットワークステッカーを配付しています。
各事業所等での周知に、是非ご活用ください。



ご希望の場合は、別紙2
「郡山市認知症高齢者SOS見守りネット
ワークステッカー申込書」にて申込み。
または、地域包括ケア推進課
☎024-924-3561 までご連絡ください。



4. 郡山市の認知症施策について

●認知症高齢者SOS見守りネットワーク

～LINEの利用申請方法について～

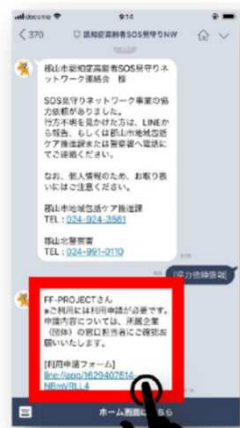
①こちらのQRコードから『お友達登録』をしてください。



②メニューから
「協力依頼情報」
をタップする。



③「利用申請フォーム」のURLを
タップする。



随時受付中！

④企業・団体名と認証コードを入力し、
利用申請をタップする。

企業・団体名および認証コードが必要になります。
不明な場合は事務局（地域包括ケア推進課）まで
お問合せください。
また、個人情報の保護の観点から認証コードは
外部に漏らさないようお願いします。

登録者が退職等された場合、配信を停止するため、
LINEに係る「お友達登録」の削除または事務局
(地域包括ケア推進課) までご連絡ください。

4. 郡山市の認知症施策について

●認知症高齢者身元確認QRコード活用事業、位置情報探索機器貸与事業

道に迷ったときに
無事に帰るための取り組み

●QRコードの配付

認知症等で外出し、帰れなくなる恐れのある 高齢者の衣服等に貼り付けることで身元が確認できるQRコードを配布

【R5年度登録者数 320人】

スマートフォンなどでQRコードを読み取ると、緊急時の連絡先が表示

●GPS端末機器貸出

認知症の高齢者を介護している家族に対して、所在を確認できるGPS位置情報端末を無料貸与

【R5年度登録者数 69人】

認知症の方・家族の方へ
身元確認QRコードシールを活用しませんか？

認知症の方が安心して外出できるよう
「QRコードシール」を
無料で配付しています。

道に迷っても無事に家に帰るための取り組みです。



利用できる方
郡山市に住所がある
認知症の方を介護する
家族等

手続き
担当のケアマネジャーまたは高齢者あんしんセンター
(地域包括支援センター) のいずれかにご相談ください。
※配付前には、申請受付後2週間程度かかります。

内容
●シールタイプ ●アイロンシールタイプ
各30枚程度を配付
※枚数の追加を希望する場合は、利用者の負担となります。

裏面もご覧ください

問合せ先 郡山市保健福祉部 地域包括ケア推進課 ☎024-924-3561

探索機器



4. 郡山市の認知症施策について

●『希望をかなえるヘルプカード』の普及

認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組み



- ヘルプカードには、認知症の方などが日常生活で困った際に、必要な支援内容などを記載
- 周囲の理解や支援を求めるための取り組みとして普及します。

4. 郡山市の認知症施策について

●郡山市オリジナル エンディングノート「わたしの未来ノート」

高齢者が自分らしい暮らしを人生最期まで続けていけるよう、在宅医療・介護連携を推進しており、※人生会議（ACP）の普及を行っています。

「わたしの未来ノート」は、自分の人生を振り返りつつ、未来のことを考え、万一病気にかかった時や終末期医療の希望などを書き記しておくことができます。



「わたしの未来ノート」は、市の出前講座等で配布しているほか、市ウェブサイトからダウンロードが可能です。

ダウンロードはこちらから ↓



※「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」とは

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組みを「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。

内容

1. 高齢者の推移等について
2. 認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業について
3. 認知症の方への対応について
4. 郡山市の認知症施策について
5. 活動取り組み紹介



5. 活動取り組み紹介

○株式会社ヨークベニマル 様 『希望をかなえるヘルプカード』デモンストレーションへの協力 ～R6.2.8 ヨークベニマル台新店にて開催～



従業員と参加者へ「認知症のミニ講話」を開催



「商品の陳列場所を教えてください」



「セルフレジの使い方を教えてください」

**ヘルプカードを店舗内で実際に
使用してもらいました。**

認知症の人とともに 郡山市ではこのようなことを目指しています！

普及啓発

認知症の普及啓発を行い、
あたたかい目で見守る
認知症サポーターを増やします



本人発信支援

認知症の人本人の視点に立った
「声」を大切にしていきます

認知症バリアフリー の推進

認知症があってもなくても希望を
持って過ごせる地域づくりを

「誰一人取り残されない」持続可能なまち
SDGs 未来都市こおりやま



会則（抜粋）

第2条（目的）

本会は、市、関係機関及び事業所が連携して、郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業を実施し、郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワークを構築することにより、行方不明になった認知症高齢者に対し迅速に対応できる仕組みの充実・強化を図り、もって市内の高齢者の見守りの体制や安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを行うことを目的とする。

第4条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 本事業の広報及び普及啓発
- (2) 高齢者に対する地域における見守り等
- (3) 第8条の関係者会議の開催及び見守り等の活動事例の紹介並びに見守り協力者の間の情報交換、課題検討等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、見守りネットワークの充実、見守り協力者の連携に必要な事業

第8条（ネットワーク連絡会議）

本会は、見守り協力者において相互の連携を図り、ネットワークの機能の強化を図るため、年1回程度のネットワーク連絡会議を開催する。

市制施行100周年!!

郡山市は1924(大正13)年9月1日から2024(令和6)年で市制施行
100周年を迎えました



ひらけ 未来へ こおりやま

令和6年度
郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会議

認知症基本法について



ひらけ 未来へ こおりやま

2024年10月28日(月)
郡山市地域包括ケア推進課



1. 認知症基本法制定の経緯
2. 法律の概要と主要なポイント
3. 事業者求められる役割
4. まとめ



Ⅰ. 認知症基本法制定の経緯

認知症施策のこれまでの主な取り組み

- ① 平成12年に**介護保険法を施行**。認知症ケアに多大な貢献。
 - ・認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
 - ・介護保険の要介護（要支援）認定者数は、制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
 - ・要介護となった原因の第1位は認知症。
- ② 平成16年に「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。
- ③ 平成17年に「認知症サポーター（※）」の養成開始。
※90分程度の講習を受けて、市民の認知症への理解を深める。
- ④ 平成26年に**認知症サミット日本後継イベントの開催**。
※総理から新たな戦略の策定について指示。
- ⑤ 平成27年に関係12省庁で**新オレンジプラン**を策定。（平成29年7月改定）
- ⑥ 平成29年に**介護保険法の改正**。
※新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。
 - ・認知症に関する知識の普及・啓発
 - ・心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
 - ・認知症の人及びその家族の意向の尊重 等
- ⑦ 平成30年12月に**認知症施策推進関係閣僚会議が設置**。
- ⑧ 令和元年6月に**認知症施策推進大綱**が関係閣僚会議にて決定。
- ⑨ 令和2年に**介護保険法の改正**。
 - ・国・地方公共団体の努力義務を追加（介護保険法第5条の2）
 - ・「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に柔軟に対応できる規定に見直す。
- ⑩ 令和4年12月 **認知症施策推進大綱中間評価**
- ⑪ 令和5年6月 「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」成立。（令和6年1月施行）
- ⑫ 令和5年9月 「**認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議**」が設置。（令和5年12月とりまとめ）

出典：厚生労働省「共生社会の実現に向けた認知症施策について」

Ⅰ. 認知症基本法制定の経緯

認知症基本法が制定された背景

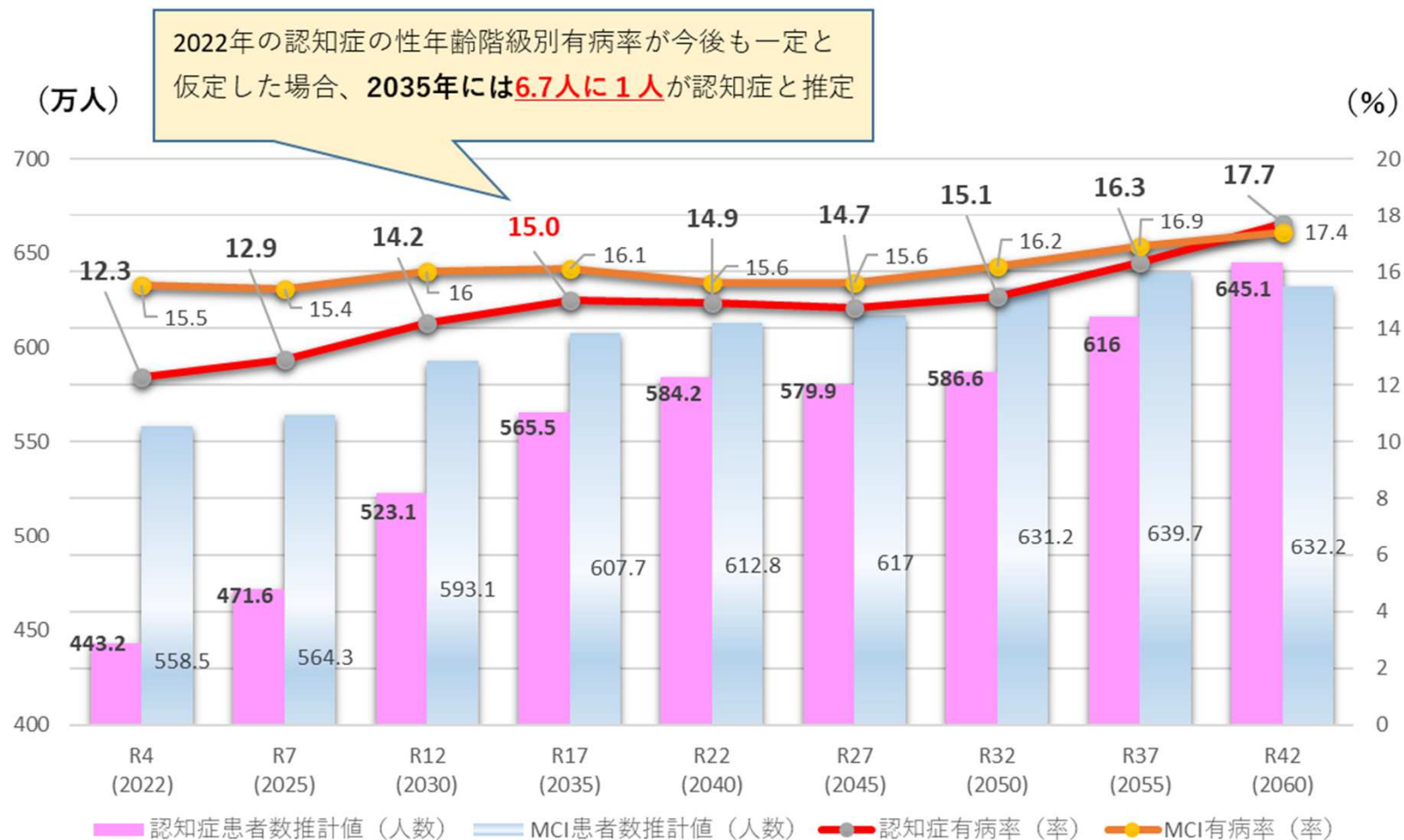
認知症高齢者人口の増加

認知症への社会的関心の高まり

認知症対策の充実

I. 認知症基本法制定の経緯

【65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率】



参考：『令和5年度老人保健事業推進費等補助金事業_「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野 教授・二宮利治』

認知症高齢者の推計値 (2024.5.8 認知症施策推進関係者会議(第2回)資料より作成)

Ⅰ. 認知症基本法制定の経緯

認知症基本法施行までの経緯

年	出来事
2015	3月：衆議院予算委員会で古屋範子議員が認知症基本法の制定を求める質問
2018	2月：超党派「認知症国会勉強会」が開始 9月：公明党が「認知症施策推進基本法骨子案」をまとめる
2019	5月自民党が「認知症基本法案要綱案」をまとめる 6月：認知症施策推進大綱が閣議決定 自民・公明により「認知症基本法案（旧）」が提出
2020	2月：「認知症基本法について考える院内集会」が開催
2021	6月：超党派議連「共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟」が発足 10月：衆議院解散に伴い、認知症基本法案（旧）が廃案
2022	8月：参議院選挙後に議連にて認知症基本法案作成に向けた議論が開始 12月：議連において法律骨子案が提示
2023	5月：議連において最終的な法律案が提示、承認 6月7日：国会提出／6月8日：衆議院にて可決／ 6月14日：参議院にて可決・成立 6月21日：法成立を受け、岸田総理が「国家的プロジェクト」の対応を示唆 9月：法施行に先立ち、政府が「認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議」を開催
2024	1月1日：法施行

出典：2024年5月24日 東京都認知症施策推進会議資料「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と今後の認知症政策の展開について」より

内容

1. 認知症基本法制定の経緯
- 2. 法律の概要と主要なポイント**
3. 事業者求められる役割
4. まとめ



2. 法律の概要と主要なポイント

○法律の正式名称

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

2023（令和5）年6月16日公布、2024（令和6）年1月1日施行

○法律の目的

第1条

認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らすことができるよう、国、地方公共団体等の責務を明らかにして認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会（共生社会）の実現を図る。

2. 法律の概要と主要なポイント

○法律の概要

7つの基本理念 【第1章 第3条】

- ①本人の意向尊重
- ②国民の理解による共生社会の実現
- ③社会活動参加の機会確保
- ④切れ目ない保健医療・福祉サービスの提供
- ⑤本人家族等への支援
- ⑥予防・リハビリテーション等の研究開発推進
- ⑦関連分野の総合的な取り組み

認知症施策推進基本計画等 【第2章 第11～13条】

- ・国の「基本計画」策定義務
 - ・都道府県、市町村の「推進計画」策定努力義務
- ※当事者、家族等から意見を聴取すること。
地域福祉計画、介護保険事業計画等との調和を図ること。

基本的施策 【第3章 第14～25条】

- ①国民の理解の増進等
 - ②バリアフリー化の推進
 - ③社会参加の機会の確保等
 - ④意思決定支援及び権利利益保護
 - ⑤保健医療・福祉サービスの提供体制の整備等
 - ⑥相談体制の整備等
 - ⑦研究等の推進等
- その他、認知症の予防、調査の実施、
多様な主体の連携 等

2. 法律の概要と主要なポイント

○国の認知症施策推進基本計画策定に向けたスケジュール(Ⅰ)

令和6年1月1日

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行

令和6年1月26日

第1回認知症施策推進本部

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、健康・医療戦略担当大臣、厚生労働大臣

本部員：本部長・副本部長以外の全ての国務大臣

・総務大臣 ・法務大臣 ・外務大臣 ・財務大臣
・文部科学大臣 ・農林水産大臣 ・経済産業大臣
・国土交通大臣 ・環境大臣 ・防衛大臣
・デジタル大臣 ・復興大臣 など

令和6年2月～

認知症施策推進関係者会議

(複数回開催し、関係団体等へのヒアリングを実施の上、基本計画案等について検討。)

令和6年秋頃

第2回認知症施策推進本部

令和6年秋頃

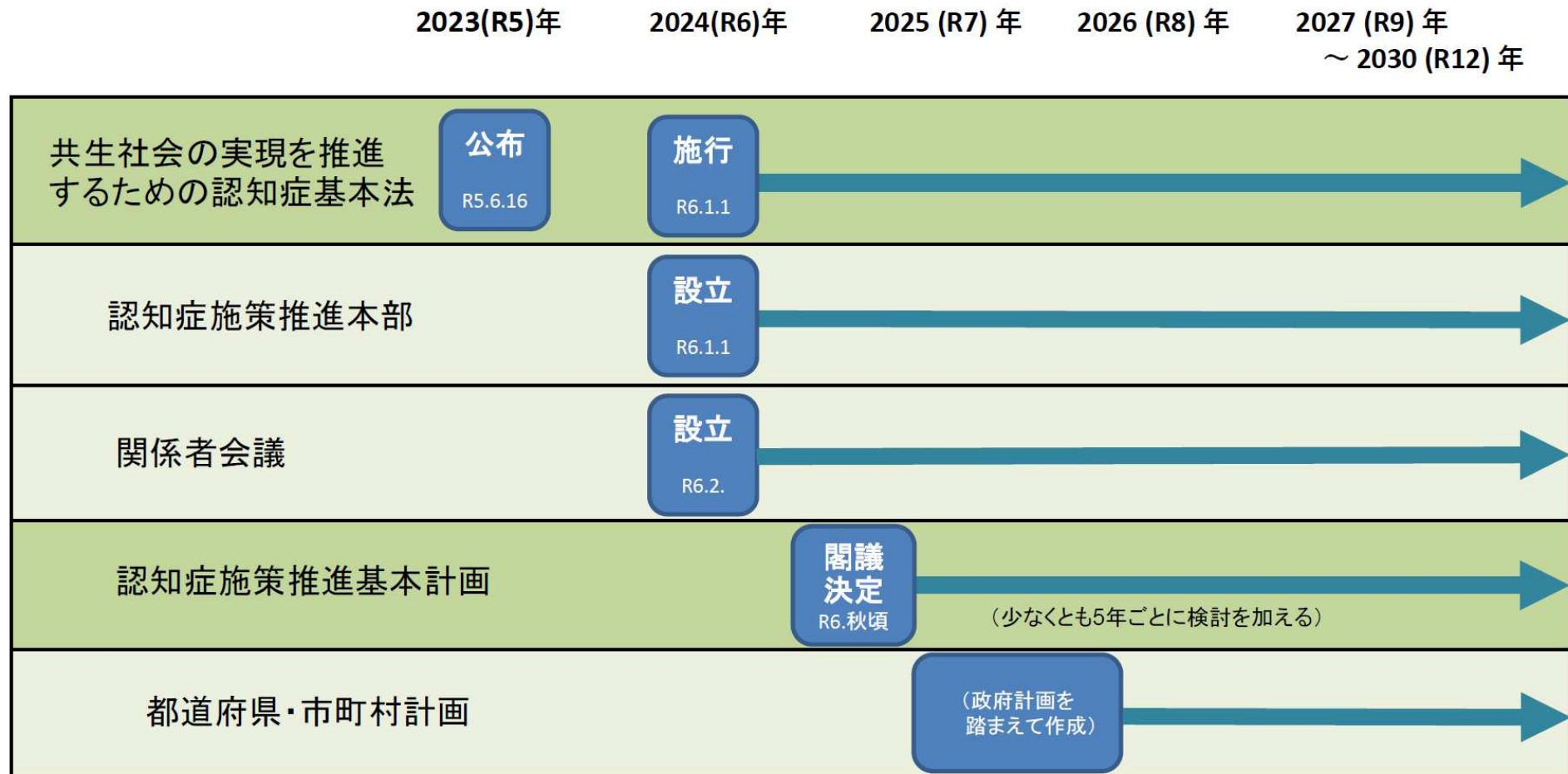
認知症施策推進基本計画の閣議決定

出典：令和6年1月26日(金)【国】認知症施策推進本部(第1回)

資料2「認知症施策推進基本計画策定に向けた今後のスケジュール」より

2. 法律の概要と主要なポイント

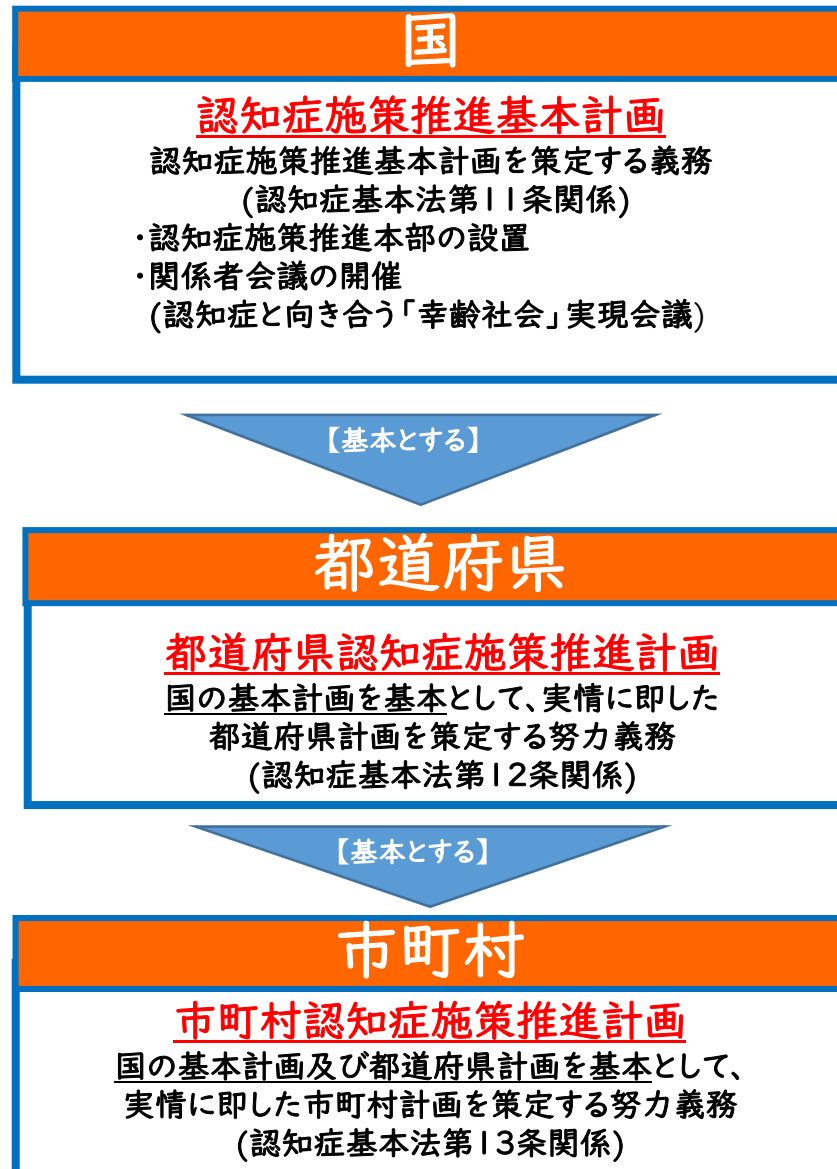
○国の認知症施策推進基本計画策定に向けたスケジュール(2)



出典: 令和6年1月26日(金)【国】認知症施策推進本部(第1回)
資料2「認知症施策推進基本計画策定に向けた今後のスケジュール」より

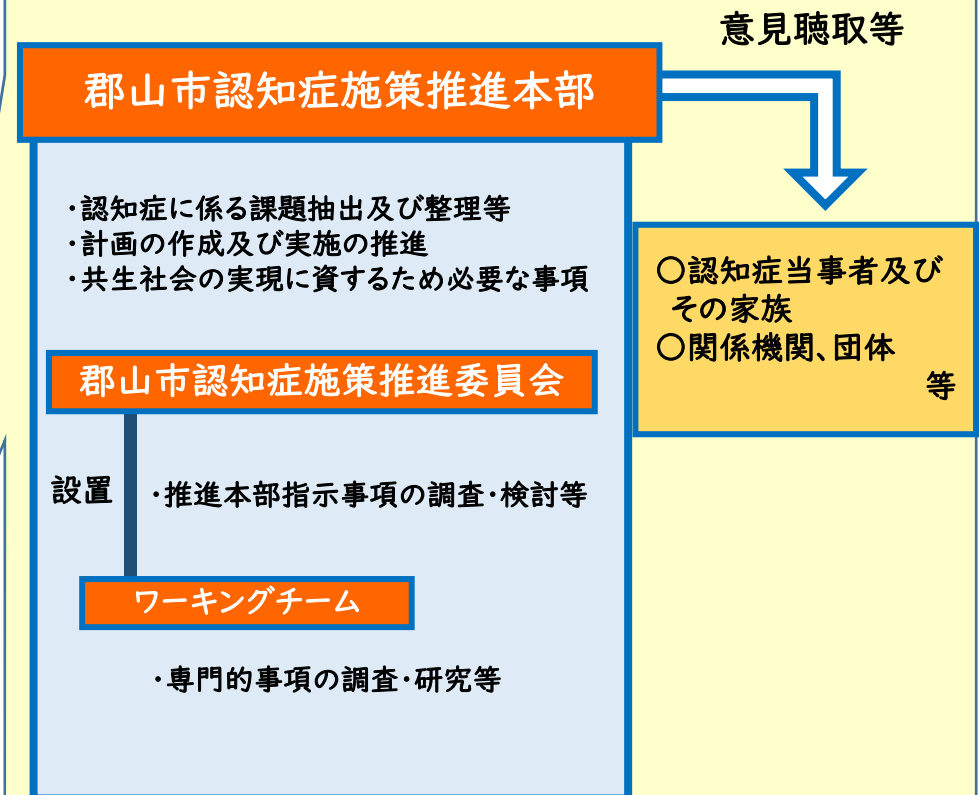
2. 法律の概要と主要なポイント

○認知症施策推進計画策定の体系図



郡山市認知症施策推進計画

- ・国・県の動向を踏まえ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため「**郡山市認知症施策推進計画**」を策定する。
- ・共生社会の実現を図る取り組みを全庁的に協議するため「**郡山市認知症施策推進本部**」を設置する。



2. 法律の概要と主要なポイント

主要なポイント

基本理念

国民の責務

地域の連携

2. 法律の概要と主要なポイント

基本理念

○「認知症の人」の位置付けは？

第三条一項

「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。」

第三条三項

「～全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるよう～」

2. 法律の概要と主要なポイント

国民の責務

○「国民の責務」が明記された 第八条

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。



・認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」や認知症基本法の理解促進、認知症の本人の姿と声を通じて「新しい認知症観」を伝えていく

参考：令和5年12月25日 認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議「意見のとりまとめ（概要）」

2. 法律の概要と主要なポイント

国民の責務

「古い認知症観」から「新しい認知症観」へ

古い認知症観

(他人ごと、他者視点、問題重視、疎外、絶望)

- ❶他人ごと、なりたくない、目をそらす、先送り
- ❷認知症だと何もわからない、できなくなる
- ❸本人は話せない/声を聞かない
- ❹おかしい言動で周りが困る
- ❺危険重視
- ❻周囲が決める
- ❼本人は支援される一方
- ❽地域で暮らすのは無理
- ❾認知症は恥ずかしい、隠す
- ❿暗い、萎縮、あきらめ、絶望的



新しい認知症観

(わがこと、本人視点、可能性重視、ともに、希望)

- ❶わがこと、お互いさま、向き合う、備える
- ❷わかること、できることが豊富にある
- ❸本人は声を出せる/声を聞く
- ❹本人が一番困っている。本人なりの意味がある。
- ❺あたりまえこと(人権)重視。自由と安全のバランス
- ❻本人が決める(決められるように支援)
- ❼本人は一足先を行く人、支え手でもある。支えあう
- ❽地域の一員として暮らし、活躍
- ❾認知症でも自分は自分、自然体でオープンに。
- ❿楽しい、のびのび、あきらめず、希望を



資料:認知症介護研究・研修東京センター「令和4年度認知症地域支援体制推進全国合同セミナー 第1回2022年9月22日」

2. 法律の概要と主要なポイント

地域の連携

○地域ぐるみで支え合う体制づくり

第三条五項

「認知症の人に対する支援のみならず、その家族等に対する支援が適切に行われることにより、地域において安心して日常生活を営むことができるようにする」



- ・若年性認知症の人等の 社会参加や就労の機会の確保
- ・早期かつ継続的に意思決定支援を行える環境整備
- ・本人、家族の声を聴きながら認知症バリアフリーを進め、幅広い業種の企業が経営戦略の一環として取り組む
- ・認知症の本人の意向を十分に尊重した保健医療・福祉サービス等につながる施策や 相談体制の整備 等

参考：令和5年12月25日 認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議「意見のとりまとめ（概要）」

内容

1. 認知症基本法制定の経緯
2. 法律の概要と主要なポイント
- 3. 事業者求められる役割**
4. まとめ



3. 事業者求められる役割

○「事業者」の責務は？

第六条

(保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の責務)

「保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」

3. 事業者求められる役割

○「事業者」の責務は？

第七条

(日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務)

「公共交通事業者等、金融機関、小売業者その他の
日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを
提供する事業者は、国及び地方公共団体が実施する
認知症施策に協力するとともに、そのサービスを提供
するに当たっては、その事業の遂行に支障のない
範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的
な配慮をするよう努めなければならない。」

3. 事業者求められる役割

●法律から見える事業所の役割

認知症に対する理解と啓発

認知症に対する理解を深めることが重要です。



具体例

従業員等に対する認知症に関する教育や啓発活動の実施

- ・社内研修やセミナーの実施（認知症サポーター養成講座の活用等）
- ・認知症に関する情報を提供するパンフレットの配布 など

適切なサービスの提供

認知症の人々が安心して利用できるサービスの提供が求められています。



具体例

認知症の人々がアクセスしやすいサービスや商品の提供

- ・認知症の人々が利用しやすい店舗設計
- ・分かりやすい案内表示の導入 など

内容

1. 認知症基本法制定の経緯
2. 法律の概要と主要なポイント
3. 事業者求められる役割
- 4. まとめ**



4. まとめ

「みんなで」

- ・全ての国民が**自分ごと**として共生社会の実現に向けて、協働しながら取り組む。

「本人とともに」

- ・施策・計画等の企画段階から認知症の**本人等の意見を聞き**、施策等の実行後も本人等とともに確認・評価する。

「本人もその家族等も自分らしくいられるよう」

- ・認知症の本人が、希望を実現しながら**自分らしく**いられるようにする。
- ・自分の家族が認知症になったとしても、**家族等自身も自分らしく**、自分の人生を大切にできる社会をみんなで作っていく。

「地域でつながる」

- ・認知症になっても地域・社会・仲間との**つながりが切れない居場所**、社会の中で役割があり、**必要とされている実感**がもてる地域づくり。

「自分は認知症」と本人が
安心して言える地域づくり

【参考】認知症の日・認知症月間

認知症の日：9月21日

認知症月間：9月1日～9月30日まで【第九条】

目的：国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため

※国際アルツハイマー協会（ADI）と世界保健機関（WHO）は9月21日を「世界アルツハイマーデー」、
9月を「世界アルツハイマー月間」としています。



市役所ホールに
啓発ポスターを展示しました！



「知ろう！認知症」

中央公民館で
展示イベント行いました！



FAX 024-934-8971

【担当】

地域包括ケア推進課

基幹包括支援係 行

別紙 1

郡山市認知症サポーター養成講座

【申込書】

下記を御記載の上、FAXまたはメールにて御返送ください。

団体名				
所在地	(〒 -)			
電話番号	- -			
担当者名	所属		ふりがな	
	役職名		氏名	
オンライン 開催希望	【 】オンラインで希望			
希望日	年 月 日			
時間	時 分～ 時 分 ※60分～90分の講座内容です。			
会場	会場名： 所在地：			
御要望	(講座に関する御要望があれば御記入ください)			

※ 認知症サポーター養成講座の開催は随時募集しております。

【事務担当】郡山市役所地域包括ケア推進課 基幹包括支援係

電話 024-924-3561

E-mail : houkatucare@city.koriyama.lg.jp

FAX 024-934-8971

【担当】

地域包括ケア推進課

基幹包括支援係 行

別紙2

郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワーク

ステッカー申込書

希望枚数 () 枚

担当者 氏 名		役職等	
団 体 名			
所 属			
所属先 住 所	(〒 -)		
電話番号			
活動状況	「自分たちはこんな取組みをしていますよ!」という内容があれば御紹介ください。		

※ 所属先住所、電話番号につきましては、特に変更がなければ未記入で結構です。

【事務担当】 郡山市地域包括ケア推進課 基幹包括支援係

電話 924-3561